

(仮称) 池田市自転車活用推進計画 (案)

に対するご意見とそれに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

平成29年5月1日に「自転車活用推進法」が施行され、市町村は、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

本市におきましても、自転車に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として「(仮称) 池田市自転車活用推進計画 (案)」の策定を検討しています。

この度、計画の策定に向け、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続きを実施しました。

提出期間

令和4年2月7日 (月) ~令和4年2月28日 (月) (郵送の場合は必着)

提示資料

1. (仮称) 池田市自転車活用推進計画 (案)

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数 1 名
提出件数 3 件

パブリックコメントに対する本市の考え方

※ご提出いただいた意見は、趣旨を変えない範囲内で文言の調整等をしているものがあります。

No.	意見の概要	本市の考え方
1	自転車活用の環境整備が必要 ・現状の専用レーンでは、自転車走行に危険を感じる場面も。 ・自動車通行量の多い幹線を避けて、「自転車通行推奨道路」を設定し、各小学校区を連結させては。	ご指摘のとおり、安全な自転車走行環境を確保していくためには、幹線道路だけでなく、自転車ネットワーク全体で整備を進めていく必要があると考えております。市内は狭隘な道路が多く、道路幅員等の制約があることを踏まえ、学校周りの生活道路なども含めて、交通状況や動向等を勘案し安全な自転車通行空間の整備を検討して参ります。

2	<p>シェアサイクルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ハローサイクリング) アプリをインストールする時点で、批判的なレビューばかり出てくるので、インストールをためらってしまう。対策が必要 <p>《実際に使ってみて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用可能台数が少なすぎる。(充電不足等。各ステーションで駐輪時に自動的に充電できるようにならないか) ・整備不良車だった。(チェーンが緩み異音。業者対応が無理なら、市として自転車屋を指定し定期的な整備を) ・予約や返却など、高齢者にはハードルが高い。 ・日常的な活用において、あまりメリットを感じられない 	<p>シェアサイクルは現在、実証実験として実施しており、公共交通の補完、観光振興等に資すると考えています。行政の役割としては、ポート設置時のスペースの供出や働きかけの支援、利用を促す情報提供を行いながら、メンテナンスの強化を含め、より使いやすい仕組みづくり等についても、事業者と協議・検討を進めて参ります。</p>
3	<p>計画全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルは、環境施策としてはありだが、地域公共交通の補完的役割としては難しい。別途、高齢者対策が必要。 ・まずは、自転車通行しやすい道路の整備や、駐輪場の整備を進めるべきでは。 	<p>池田市の現状として、例えば平坦な南部では、自転車の利用が多い中でも高齢になると移動に不安を抱える方が多くおられる状況です。</p> <p>シェアサイクルをはじめ、自転車を利用する習慣がつくことで、健康の維持・向上が期待できることから、長く安全に自転車を利用できる状況を整えていくことは池田市において重要な課題と考えます。</p> <p>併せて、本計画との連動も考慮しつつ、公共交通を含めた市内の移動環境の確保・形成を検討して参ります。</p> <p>また駐輪環境は、民間が整備するものを含めると一定確保されているものと考えていますが、より効率的・効果的に利用できるよう、デジタル技術等も活用しつつ情報提供等を実施していきたいと考えます。</p>

3. 問合せ

都市整備部交通道路課 (TEL 072-754-6274)